

公共事業環境配慮書

建設部 道路建設課

<b>事業名称</b>		
事業名	道路改築事業	
整理番号	28-9	
事業の種類	道路(国道、県道、農道、林道)の新設・改築 及び街路の整備	
市町村名	須坂市	
箇所名	(一)村山綿内停車場線 中島～福島	
事業年度	平成28年度～平成31年度	
<b>事業概要</b>		
目的	一般県道村山綿内停車場線は、中野市方面と長野市松代方面を広域的に連絡する経路にあり、交通量が多い路線である。当該事業により、幅員狭小区間を解消し、国土交通省北陸地方整備局千曲川河川事務所が実施する河川改修事業(堤防嵩上)に合わせて道路拡幅を実施し、円滑で安全、安心な交通を確保する。	
計画概要(延長・幅員・面積・工種など)	道路築造工 L=1,500m W=6.0(7.0)m	
関連する事業計画	一級河川千曲川改修事業(国土交通省、平成28年度から31年度)	
その他特記事項	特になし	
<b>関係法令等の規制</b>		
自然環境保全地域等の指定状況	なし	
土地利用規制の状況	河川法の河川区域または河川保全区域 農振法の農業振興地域 都市計画法の市街化調整区域	
その他	なし	
<b>社会的要素</b>		
<b>留意すべき地域の概況</b>		
交通の現況	事業区域は一級河川千曲川の右岸堤防の天端占用または法面占用区間である。 交通量は8,044台/日である。	
土地利用の現況	平野・田園である	
生活関連施設の現況	住居が点在している	
その他	特になし	
<b>自然的環境要素</b>		
<b>環境配慮の方針</b>		
大気環境	留意すべき地域の概況	生活関連施設がある。
	<b>【大気汚染の防止】</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>資材等の運搬ルートは、居住系地域内の走行は出来るだけ避ける。</li> <li>交通流の円滑化により大気汚染、騒音、振動の発生を防止する。</li> <li>土砂表層の散水や道路の散水、車両や機械の清掃等を行い、粉じんの飛散を必要に応じ防止する。</li> <li>排出ガス対策型の車両や機械を採用する。</li> </ul>	
	<b>【騒音、振動の防止】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>夜間・早朝の資材運搬及び機械の稼働を出来るだけ避ける。</li> <li>著しい騒音、振動を発生する工法を避ける。</li> <li>低騒音・低振動型の建設機械を採用する。</li> </ul>		
水環境	留意すべき地域の概況	河川・湖沼に隣接する
	<b>【水質汚濁の防止】</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事仮設事務所からの生活雑排水を適正に処理する。</li> <li>濁水や油脂類の流出対策を講じる。</li> </ul>	
	<b>【水循環の保全】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>地下水を使用しない。</li> <li>水田や地下水・湧水を保全する。</li> </ul>		
地形・地質	留意すべき地域の概況	扇状地末端の旧河道・後背湿地
	<b>【改変面積の最小化】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>工事施工ヤードの設置は必要最小限の面積とする。</li> <li>地形の改変の少ない位置・ルート・工法を選定する。</li> </ul>		
野生動植物	留意すべき地域の概況	特になし
	<b>【自然環境の保全上重要な地域の改変の回避】</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然性の高い地域や希少な動植物の生息・生育地等、自然環境の保全上重要な地域の改変を出来るだけ避ける。</li> </ul>	
	<b>【野生動植物の生息・生育空間の保全】</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>回避措置を基本とするがそれができない場合は、重要な植物を生育適地へ移植する又は生育地を創出し移植する。</li> <li>回避措置を基本とするがそれができない場合は、重要な動物を生息適地へ移動させる又は生息環境を創出し移動を促す。</li> </ul>	
<b>【地域独自の生物多様性の保全】</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>植栽、緑化を実施する場合は、遺伝的地域性に配慮し在来種を利用します。</li> <li>道路改築工事の着手にあたっては、ウマノスズクサの有無を確認し、必要に応じて移植措置を実施するとともに、ジャコウアゲハが確認された場合は、適切な保全措置を講じます。</li> </ul>		

景観	留意すべき地域の概況	河川景観を形成している。
	【すぐれた景観の保全】	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事箇所の整理整頓・美化に努める。</li> <li>・主要な景観資源の改変を出来るだけ避け、影響を及ぼすおそれがある場合は修景に努める。</li> </ul>	
廃棄物・建設残土	【建設廃棄物や建設残土の発生抑制】	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設廃棄物や建設残土の適正処理を行う。</li> <li>・建設副産物の発生を抑制する施設配置、線形、工法、資材などの採用に努める。</li> </ul>	
	【建設廃棄物や建設残土のリサイクル】	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場発生材の原位置リサイクル等、建設廃棄物や建設残土のリサイクルを推進する。</li> </ul>	
	【資源の有効利用】	
省資源・省エネルギー・温室効果ガス	【環境への負荷の少ない機械の利用等】	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低燃費型建設機械や省エネ機構搭載型建設機械を積極的に使用する。</li> <li>・アイドルストップ、エンジン回転数の抑制等機械の省エネ運転に努める。</li> <li>・点検整備を行い適正な燃費消費率を維持する。</li> </ul>	
	【エネルギーの有効利用】	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・想定される影響はない。</li> <li>・LED照明、節水機器等の省エネルギー設備の導入に努める。</li> </ul>	

番号	項目	環境部長の意見内容	事業部局の見解
1	植物	植栽や緑化を行う場合には、遺伝的地域性に配慮しつつ在来種を用いてください。	植栽、緑化を実施する場合は、遺伝的地域性に配慮し在来種を利用します。
2	植物	周辺の計画地と同様な環境において、ウマノスズクサ(県版レッドリスト絶滅危惧Ⅱ類)の生育が確認されていることから、計画地においてもウマノスズクサの有無を確認し、必要に応じて移植措置を実施してください。	道路改築工事の着手にあたっては、ウマノスズクサの有無を確認し、必要に応じて移植措置を実施するとともに、ジャコウアゲハが確認された場合は、適切な保全措置を講じます。
3	廃棄物	建設副産物の発生を抑制する施設配置、線形、工法、資材などの採用に努めてください。	建設副産物を抑制する施設配置、線形、工法の採用に努めます。